様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人大阪大学の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その者の業務実績に応じて行っている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に伴う国の対応等のうち、人事院勧告を 反映した部分に依拠し、平成24年4月から基本給の月額を約0.5%引き下げた。また、人事院勧告 を反映した部分を除く部分(特例部分)に依拠し、平成24年4月から基本給の月額及び地域手当を 9.77%減額した。また、賞与(6月期、12月期)については、減額措置前の基本給月額及び地域手 当の額を基礎として算出した支給額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額として支給した。

理事

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に伴う国の対応等のうち、人事院勧告を反映した部分に依拠し、平成24年4月から基本給の月額を約0.5%引き下げた。また、人事院勧告を反映した部分を除く部分(特例部分)に依拠し、平成24年4月から基本給の月額及び地域手当を9.77%減額した。また、賞与(6月期、12月期)については、減額措置前の基本給月額及び地域手当の額を基礎として算出した支給額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額として支給した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に伴う国の対応等のうち、人事院勧告を 反映した部分に依拠し、平成24年4月から基本給の月額を約0.5%引き下げた。また、人事院勧告 を反映した部分を除く部分(特例部分)に依拠し、平成24年4月から基本給の月額及び地域手当を 9.77%減額した。また、賞与(6月期、12月期)については、減額措置前の基本給月額及び地域手 当の額を基礎として算出した支給額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額として支給した。

監事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に伴う国の対応等のうち、人事院勧告を反映した部分に依拠し、平成24年4月から非常勤役員手当の日額を約0.5%引き下げた。また、人事院勧告を反映した部分を除く部分(特例部分)に依拠し、平成24年4月から非常勤役員手当を9.77%減額した。

2 役員の報酬等の支給状況

勿 友	平成24年度年間	報酬等の総	額			就任·退	任の状況	前職
役名		報酬(給与)	賞与		1(内容)	就任	退任	削城
W. I. D. E.	千円	千円	千円	千円				
法人の長	19,556	13,322	4,643	1,590	(地域手当)			
	千円	千円	千円	千円				
A理事	12,171	7,673	3,524	917 56	(地域手当) (通勤手当)		12月31日	
	千円	千円	千円	千円				
B理事	15,787	10,142	3,623	1,212 210 600	(地域手当) (通勤手当) (特別赴任手当)			\Diamond
	千円	千円	千円	千円				
C理事	15,149	10,142	3,623	1,212 172	(地域手当) (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円				
D理事	15,012	10,142	3,524	1,212 134	(地域手当) (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円				
E理事	15,025	10,142	3,623	1,212 48	(地域手当) (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円	(15.14-15)			
F理事	14,953	10,142	3,436	1,212 163	(地域手当) (通勤手当)			
OTH T	千円	千円	千円	千円 1 010	(11614711)			
G理事	14,838	10,142	3,436	1,212 48	(地域手当) (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円 1 010	(11614711)			
H理事	15,133	10,142	3,623	1,212 156	(地域手当) (通勤手当)			
4 E4 =	千円	千円	千円	千円	/III.IA ~ VIV			
A監事	11,896	8,006	2,782	956 150	(地域手当) (通勤手当)			
B監事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	2,735	2,735	_	-				

- 注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。
- 注2:「特別赴任手当」とは、本学が遠隔地に居住する者を役員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに支給されているものである。
- 注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立 行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人 等役員として在職する者)であることを示す。
- 注4:総額、各内訳について千円未満切り捨てとして表示しているため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事A	千円	年	月			該当者なし	
監事A	千円	年	月			該当者なし	

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
- ① 人件費管理の基本方針

人件費の予算配分においては大学と部局の責任と権限を定め、管理運営における総長のリーダーシップを明確に するとともに、運営の効率化などに対応する財政の健全性を担保する方策を策定し、それに基づき適正な人件費管理 を行うものとする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員等の給与改定状況及び法人の業務実績、財務状況等を考慮しつつ、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めている。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

個人の評価(教員については、教育業績、研究業績、社会貢献等を判断して行うものとし、教員以外については、平成18年11月に導入した新勤務評価制度により行うものとする)を給与に反映させるため、賞与(業績手当)、昇給等の制度を積極的に活用している。

「能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	勤務成績に応じて昇給させることができる給与制度を整備し、勤務成績が「極めて良好」である場合、管理職層の10%、中間・初任層の5%にA区分(8号俸昇給)を適用し、「特に良好」である場合、管理職層の30%、中間層の20%、初任層の15%にB区分(6号俸昇給)を適用している。
降格•降給	勤務成績が不良な教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級に降格し、又は1 号俸以上下位の号俸に降給させることができる。
賞与(業績手当)	成績率に8つのランクを設け業績を反映させている。
大阪大学総長顕彰· 大阪大学総長奨励賞	教育、研究、社会・国際貢献又は管理運営上の業績が特に顕著と認められる教員、及び、教育又は研究分野で将来活躍が期待される若手教員を表彰し副賞(総長顕彰20万円、総長奨励賞10万円)を支給している。

1.「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(以下「給与改定特例法」という)」等に依拠した給与制度の改正

給与改定特例法等に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

【特例部分】

(教職員について)

実施期間:平成24年7月1日~平成26年3月31日

- ① 基本給表関係の措置内容
 - 一般職基本給表(一)7~10級、教育職基本給表(一)5級、医療職基本給表(A)8級、医療職基本給表(B)7級及び指定職基本給表・・・(▲9.77%)
 一般職基本給表(一)3~6級、一般職基本給表(二)4~5級、教育職基本給表(一)3~4級、教育職
 - ・ 一般職基本給表(一)3~6級、一般職基本給表(二)4~5級、教育職基本給表(一)3~4級、教育職 基本給表(二)3級、医療職基本給表(A)3~7級及び医療職基本給表(B)3~6級・・・(▲7.77%)
 - ・ 一般職基本給表(一)1~2級、一般職基本給表(二)1~3級、教育職基本給表(一)1~2級、教育職基本給表(二)1~2級、医療職基本給表(A)1~2級及び医療職基本給表(B)1~2級・・・(▲4.77%)
- ② 諸手当関係の措置内容
 - ・ 管理職手当の月額・・・ (▲10%)
 - ・ 地域手当及び超過勤務手当等の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額・・・上記の基本給月額 及び管理職手当月額に応じて算出した額。
 - ・ 期末手当及び業績手当・・・減額措置前の基本給月額、地域手当の額等を基礎として算出した支給額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額とすることを基本として、その期ごとに定める。
- ③ 国と異なる措置の概要

医療職基本給表適用者については、上記①②の措置を講じた上で別途、減額分を補填する特別措置を講ずることとした。

(役員について)

実施期間:平成24年4月1日~平成26年3月31日

その他の部分については、I-1-2「役員報酬基準の改定内容」のとおりとする。

【人事院勧告を反映した部分】

- · 平成24年4月1日施行:
 - ① 各基本給月額を平均0.23% (「基本給月額の経過措置※」の適用を受ける者の基本給は0.49%) 引き下げ
 - ② 「基本給月額の経過措置※」について、平成26年3月31日をもって終了することとした。
 - ③ 平成24年4月1日に36歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月 1日に昇給した教職員(これに準ずる者を含む)に対して1号俸(30歳に満たない教職員のうち、大学 が必要と認める者は2号俸)上位の号俸とする調整を行った。
 - ※ 「基本給月額の経過措置」とは、平成18年4月施行の給与法改正に依拠した号俸の切替えに伴い、施行日前日から引き続き在職する者の基本給月額が、切替え前(施行日前日)の基本給月額に達しない間については、その差額に相当する額を支給する措置を指す。
- ·平成25年1月1日施行:

平成25年1月1日施行の人事院規則の改正に依拠して、50歳台後半層の昇格時の号俸を見直した。

2. 特例職員制度の教員への拡充

平成24年4月1日から、優秀な人材を確保するため、退職時の退職手当に代えて、毎年の賞与の支給時期に、賞与とは別に特別賞与を支給する制度を常時勤務する教員にも導入した。

3. 夜間看護等手当額の改定

平成24年4月1日から、看護体制の充実を図るべく、勤務の区分に応じて支給される当該手当を増額する改定を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

_									
1				7	平成24年度の年間給与額(平均)				
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与		
						うち通勤手当			
	常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円		
	市助概只	3690	44.9	7,333	5,445	128	1,888		
	古水 壮体	人	歳	千円	千円	千円	千円		
	事務•技術	938	42.1	5,534	4,174	160	1,360		
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
	(大学教員)	2178	47.2	8,541	6,301	116	2,240		
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
	(病院看護師)	389	39.5	5,552	4,175	104	1,377		
	LL Me W Zhewih & C	人	歳	千円	千円	千円	千円		
	技能•労務職種	12	51.5	5,651	4,292	223	1,359		
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
	(歯科技工士養成学校教員)	1	_	_	-	-	_		
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
	(外国人教師等)	6	52.5	10,458	7,402	156	3,056		
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
	(病院医療技術職員)	165	41.9	5,770	4,356	154	1,414		
	化合聯種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
	指定職種	1	_	_	_	-	=		

II Mr. Hal well. III	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	504	33.1	4,242	3,569	65	673
±24 11.45	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	6	57.0	4,237	3,103	121	1,134
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	70	40.3	4,799	4,799	0	0
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医師)	96	33.8	2,897	2,897	0	0
事務·技術職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(特例職員)	46	41.2	3,826	3,002	206	824
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(特例看護職員)	286	29.4	,	3,595	79	1,029

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。 注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。 注3:常勤職員の医療職種(病院医師)及び非常勤職員の医療職種(病院看護師)については、該当する職種がないため省略した。

注4:指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5:常勤職員の教育職種(歯科技工士養成学校教員)及び指定職種については、該当者がそれぞれ1人のため、当該個人に関 する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注6:非常勤職員の事務・技術職種(特例職員)とは、常勤職員の事務・技術と同種の業務であり、本学では常勤職員として取り扱っ

注7:非常勤職員の医療職種(特例看護職員)とは、常勤職員の医療職種(病院看護師)と同種の業務であり、本学では常勤職員 として取り扱っている。

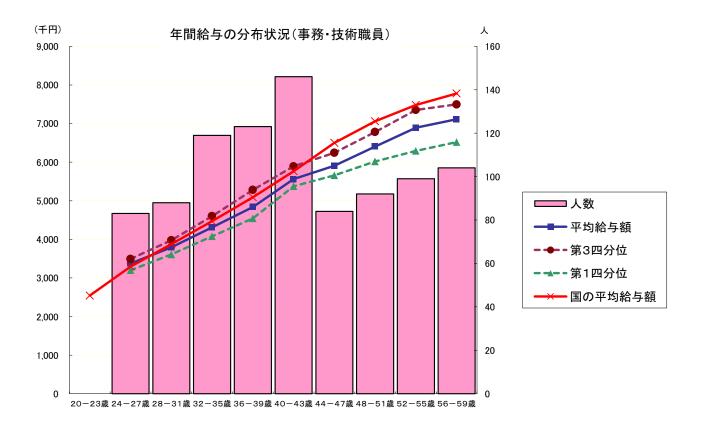
[年俸制滴用者]

				平成24年度の年間給与額(平均)				
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与	
L						うち通勤手当		
	日常群员上	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	非常勤職員	739	40.3	5,607	5,607	0	0	
	事務·技術職種	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	(特任職員)	206	40.4	3,967	3,967	0	0	
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	(寄附講座等教員等)	500	40.9	6,415	6,415	0	0	
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	(特任医療技術職員)	33	31.0	3,597	3,597	0	0	

- 注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。
- 注2:事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当する職種がないため省略した。
- 注3:事務・技術職種(特任職員)とは、常勤職員の事務・技術と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。
- 注4:教育職種(寄附講座等教員等)とは、常勤職員の教育職種(大学教員)と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。
- 注5:医療職種(特任医療技術職員)とは、常勤職員の医療職種(病院医療技術職員)と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。
- 注6:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っている。

② 年間給与の分布状況

(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

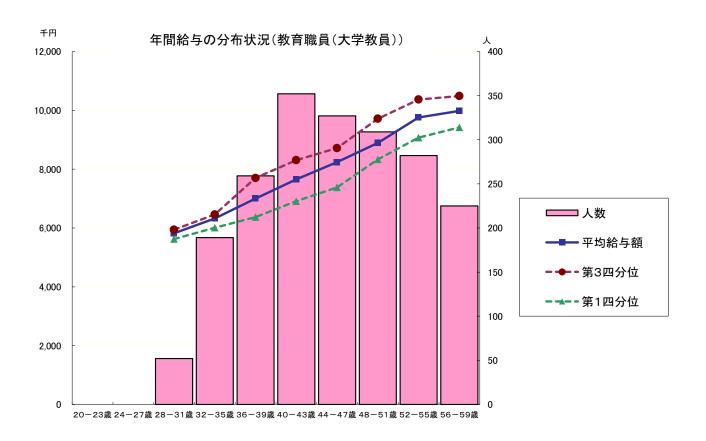


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

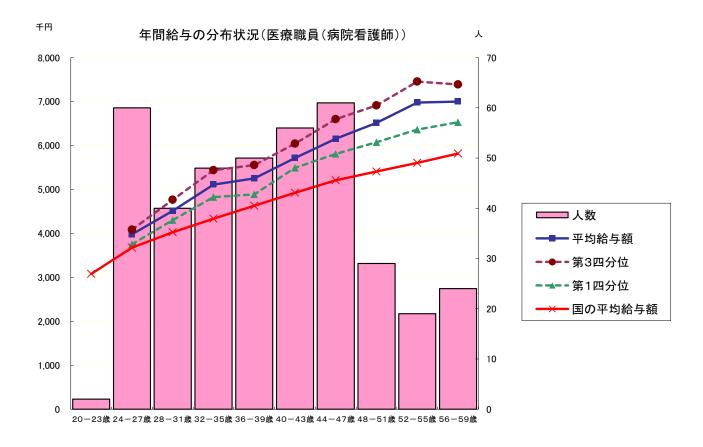
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	10	56.5	8,824	9,353	9,909
課長	55	55.2	7,666	7,961	8,367
課長補佐	85	53.6	6,588	6,798	7,013
係長	344	46.1	5,529	5,913	6,390
主任	217	39.3	4,401	4,890	5,405
係員	227	30.5	3,403	3,683	3,915

注:「分布状況を示すグループ」欄の各職位の相当職については、「部長」には「監査室長」を含み、「課長」には「室長」及び「事務長」を含み、「課長補佐」には「室長補佐」、「事務長補佐」、「専門員」、「主任専門職員」を含み、「係長」には「専門職員」を含む。また、「係員」とは「事務職員」、「技術職員」、「図書職員」を示す。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
教授	人 743	歳 54.7	千円 9,743	千円 10,257	千円 10,609
准教授	650	45.7	8,025	8,343	8,716
講師	135	45.6	7,182	7,796	8,432
助教	631	39.9	6,128	6,552	6,946
助手	13	52.6	6,397	6,511	6,680
教務職員	6	51.7	5,659	5,787	5,851



注:年齢20~23歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、 年間給与については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

 分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
DAII WAREAN & DAVE D	八貝	十岁十페	第1分位	十均	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	2	_	_	-	_
副看護部長	5	52.9	7,105	7,612	7,703
看護師長	45	50.3	6,675	6,958	7,295
副看護師長	70	40.6	5,528	5,893	6,255
看護師	265	36.9	4,333	5,003	5,660
准看護師	2	_	_	_	_

注1:看護部長及び准看護師の該当者はそれぞれ2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれ があることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:「看護師」には看護師相当職である「助産師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)

(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職位		事務職員技術職員図書職員	図書職員	主任 図書職員	係長	課長補佐 専門員 技術専門員	部長(部長相 当職を含む) 課長 長 事長 実 接 事 実 表 長 支 持 事 長 も 長 も 長 も 長 も 長 も 長 も ち も ち し ち し ち し も ち も ち も ち も ち も ち も	部長(部長相 当職を含む)	部長(部長相当職を含む)
人員	938	人 95	人 190	人 401	人 156	人 60	人 26	人 8	人 2
(割合)	930	(10.1%)	(20.3%)	(42.8%)	(16.6%)		(2.8%)	(0.9%)	(0.2%)
年齢(最高		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
一即(取尚		42~24	54~27	59~32	59~43	59~41	59~52	59~50	-
所定内給		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
与年額(最 高~最低)		$2,900 \sim 2,056$	$3,986 \sim 2,574$	4,956∼ 2,949	5,339~ 4,332	6,353~ 4,676	$6,666 \sim 5,746$	8,062~ 6,278	-
年間給与		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
額(最高~ 最低)		3,722~ 2,841	5,151~ 3,397	6,613~ 3,905	7,271~ 5,846	8,322~ 6,442	8,843~ 7,636	10,754~ 8,363	-

区分	9級	10級
標準的 な職位	別に定める	別に定める
人員 (割合)	大 該当無し (-%)	人 該当無し (-%)
年齢(最 高〜最 低)	歳	嚴
所定内給 与年額(最 高~最低)	刊	刊
年間給与 額(最高~ 最低)	刊	押

注:8級の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高〜最低)」 以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	2178	6 (0.3%)	644 (29.6%)	135 (6.2%)	650 (29.8%)	743 (34.1%)
年齢(最高 ~最低)		歳 55~48	歳 62~28	歳 62~29	歳 64~31	歳 64~39
所定内給 与年額(最 高~最低)		4,611~ 4,200	^{千円} 6,105~ 3,915	^{千円} 6,940~ 4,363	千円 7,153~ 4,211	^{千円} 11,637~ 5,760
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 6,056~ 5,607	^{千円} 7,941~ 5,218	^{千円} 9,122~ 5,767	^{千円} 9,676~ 5,758	千円 14,957~ 8,133

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的 な職位			看護師 助産師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員	389		人 265	人 73	人 43	人 5	人 1	該当無し
(割合)		(0.5%)	(68.1%)	(18.8%)	(11.1%)	(1.3%)	(0.3%)	(-%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳 59~23	歳 58~30	歳 58~41	^歳 57~47	歳	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	_{千円} 5,215~ 2,655	_{千円} 5,487~ 3,503	^{千円} 5,689~ 4,589	^{千円} 6,695∼ 4,984	千円	刊
年間給与 額(最高~ 最低)		千円	千円 6,834~ 3,509	^{千円} 7,355~ 4,763	^{千円} 7,722~ 6,384	^{千円} 8,785~ 7,029	千円 -	ŦĦ

注:1級の該当者は2人及び6級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがある ことから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率 (事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

(事份 以附城員)						
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計		
	一律支給分(期末相当)	%	%	%		
	一年又和分(朔木相目)	62.9	65.3	64.1		
管理	to to to the sound of to the	%	%	%		
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.1	34.7	35.9		
		%	%	%		
	最高~最低	47.4~32.7	$43.6 \sim 30.1$	$44.8 \sim 31.5$		
	浄土が八(地土和火)	%	%	%		
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9	66.2	65.0		
		%	%	%		
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1	33.8	35.0		
		%	%	%		
	最高~最低	43.5~28.8	$40.7 \sim 26.0$	42.2~27.4		

(教育職員(大学教員))

(教育概員(八子教員/)						
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計		
	一律支給分(期末相当)	%	%	%		
	一件又和刀(别不怕日)	60.8	63.0	61.9		
22; IH		%	%	%		
管理 職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.2	37.0	38.1		
		%	%	%		
	最高~最低	$43.5 \sim 30.4$	40.7~28.0	42.2~31.1		
	一律支給分(期末相当)	%	%	%		
一般職員	年入和刀(朔木伯目)	63.4	66.0	64.7		
	to be to the an office for the second	%	%	%		
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.6	34.0	35.3		
		%	%	%		
	最高~最低	43.5~30.4	40.7~27.9	42.2~30.9		

(医療職員(病院看護師))

(区原100月(70月)						
	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計		
	一律支給分(期末相当)	%	%	%		
	作文和刀(朔木作目)	57.6	62.6	60.2		
管理	*	%	%	%		
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.4	37.4	39.8		
		%	%	%		
	最高~最低	45.2~40.8	38.8~35.1	42.0~37.9		
	一律支給分(期末相当)	%	%	%		
一般職員	年文和刀(朔木作目)	62.6	65.5	64.1		
	to to to the sound of the star	%	%	%		
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.4	34.5	35.9		
		%	%	%		
	最高~最低	43.5~30.1	$40.7 \sim 28.4$	$42.1 \sim 30.0$		

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 対他の国立大学法人等 94.1 103.2

(教育職員(大学教員)) 対他の国立大学法人等 105

(医療職(病院看護師)) 対国家公務員(医療職(三)) 対他の国立大学法人等 116.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」 においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給 与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務•技術職員

○ 事務・技術職員							
項目	内容						
Helik o Ul Ve	対国家公務員 94.1 地域勘案 95.4						
指数の状況	参考 学歴勘案 92.9 地域·学歴勘案 94.9						
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な 給与水準の維持に努めていただきたい。						
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 46.34% (国からの財政支出額 63,044,000千円、支出予算の総額 136,055,000千円:平成24年度予算) ※国からの財政支出額とは、年度計画の予算の収入における国の財源措置額(運営費交付金、補助金等の名称如何を問わず、国から交付される資金)の合計を指す。 【検証結果】 本学の事務・技術職員と国家公務員(行政職(一)適用者)間での人員構成及び平均年齢等の違いがあるため、国に比較できないが、給与水準は社会情勢に適合し、適正なものであると考えている。						
講ずる措置	今後も引き続き社会情勢に適合した給与水準の維持に努めたい。						

○医療職員(病院看護師)

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 116.2 地域勘案 110.6 参考 学歷勘案 116.6 地域・学歷勘案 109.6						
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	地域手当の支給割合が12%であること、新規採用者のうち大卒者が多いこと、組織が大きいため役職者の占める割合が大きいこと、1級(准看護師)の構成割合が国と比較して低いこと等が影響していると考えられる。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考える。						
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 46.34% (国からの財政支出額 63,044,000千円、支出予算の総額 136,055,000千円:平成24年度予算) ※国からの財政支出額 63,044,000千円、支出予算の総額 136,055,000千円:平成24年度予算) ※国からの財政支出額とは、年度計画の予算の収入における国の財源措置額(運営費交付金、補助金等の名称の如何を問わず、国から交付される資金)の合計を指す。 【検証結果】 本学の看護師と国家公務員(医療職(三)適用者)間での人員構成及び平均年齢等の違いがあるため、単純に比較できないが、給与水準は社会情勢に適合し、適正なものであると考えている。						
講ずる措置	今後も引き続き社会情勢に適合した給与水準の維持に努めたい。						

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

106.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)			中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A)	32,684,358	34,574,663	△ 1,890,305	(△5.5)	△ 2,078,932	(△6.0)
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(B)	3,563,532	3,754,641	△ 191,109	(△5.1)	1,304,002	(57.7)
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(C)	18,329,287	17,752,036	577,251	(3.3)	1,688,434	(10.1)
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(D)	6,284,878	6,193,150	91,728	(1.5)	409,115	(7.0)
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+D)	60,862,055	62,274,490	△ 1,412,435	(△2.3)	1,322,619	(2.2)

- 注1:「給与、報酬等支給総額」においては、受託研究費により雇用される常勤職員に係る費用を含んでいるた め、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における常勤の合計額と一致しない。
- 注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上して
- 注3:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に 係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職 員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

平成24年度の給与、報酬等支給総額は、前年度比、1,890,305千円(5.5%)の減となった。

要因としては「給与改定特例法」に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、法人において講じた措置による削減に よるものである。なお、削減額は1,807,121千円である。

最広義人件費は、常勤教職員の給与、報酬等及び退職手当支給額が昨年より削減された一方、非常勤 職員の人数が増加したことにより、非常勤役職員等給与及び福利厚生費が増加し、一部相殺された結果、前年比、 1,412,435千円(2.3%)の減となった。

退職手当支給額は、前年度比、191,109千円(5.1%)の減となった。

要因としては国家公務員退職手当法の改正等に基づく国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げに関連して、 法人において講じた措置による削減によるものである。なお、削減額は90,013千円である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

Ⅱ-2-⑤職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標について

この比較指標については、地域手当が含まれた年額にて算出している。

当該手当の区分は、18%支給地域、15%支給地域、12%支給地域、10%支給地域、6%支給地域、3%支給地域、 となっており、本学は12%支給地域(吹田市、箕面市)、10%支給地域(豊中市、枚方市、茨木市、尼崎市)及び 15%支給地域(大阪市)に該当しているが、大学の管理運営の必要性から統一的に12%支給地域として取り扱っ ている。

国家公務員退職手当法の改正等に基づく国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げに関連して、 平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、退職手当の支給水準の引き下げを実施した。

役員に関して講じた措置の概要:

新たに「調整率」を全ての退職に適用し、その「調整率」を「100分の87」とする。 (ただし、平成25年1月1日から同年9月30日までの間は「100分の87」を「100分の98」と、 同年10月1日から平成26年6月30日までの間は「100分の87」を「100分の92」と、それぞれ読み替えて適用する。)

教職員に関して講じた措置の概要:

当分の間、勤続20年以上の退職(傷病又は死亡以外の自己都合退職等を除く。)にのみ適用していた 「調整率」を全ての退職に適用し、その「調整率」を「100分の87」とする。 (ただし、平成25年1月1日から同年9月30日までの間は「100分の87」を「100分の98」と、

同年10月1日から平成26年6月30日までの間は「100分の87」を「100分の92」と、それぞれ読み替えて適用する。)